

「子ども・子育て支援金制度」がスタートします 問 子育て支援係(内線 2302)

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など子ども・子育て支援の拡充がすでに始まっています。給付の拡充には、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金が充てられています。

Q 「子ども・子育て支援制度」って？
A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、上記6つの子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

拡充される給付の例

- ① 児童手当の拡充
- ② 妊婦のための支援給付
- ③ 出生後休業支援給付
- ④ 育児時短就業給付
- ⑤ こども誰でも通園制度
- ⑥ 育児期間中の国民年金保険料免除



Q 制度はいつから始まるの？
A 令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが、実際の徴収開始時期は加入する医療保険制度によって異なります。

支援金制度の詳細はこちら

こども家庭庁
ホームページ



こども家庭庁
公式 note



2026
4.1(水)
より

こども誰でも通園制度が始まります 問 幼児教育係 (内線 2303)

保護者が働いていなくても、時間単位で自由に保育を利用できるサービスです。

利用するには、町へ利用申請が必要です。詳しくは担当係までお問い合わせください。

01 対象児



0歳6か月
～満3歳未満
※町外の方も利用できます

02 実施施設



子育てにここ広場
(かわまた認定こども園内)

03 利用日時



毎週月・火曜日
午前9時～正午

04 利用時間



月10時間まで

05 利用料



無料(町民のみ)
町外の方は300円/1H

児童扶養手当制度と特別児童扶養手当

手当を受けるためには申請が必要となります。詳しくは担当までお問合せください。 問 子育て支援係 (内線 2303)

児童扶養手当

内容

父又は母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるため支給される手当

対象者

父母の離婚や、父又は母が一定程度の障がいの状態にあるなどに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までにいる者)を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、又は父母に代わってその児童を養育している方

支給額

手当全部支給の場合
48,050円(月額)

※所得状況や年金の受給状況によって支給額が変わります。

※児童2人目以降加算額があります。

特別児童扶養手当

身体又は精神に障がいのある児童を監護又は養育している人に支給される手当

身体又は精神に中度又は重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母に代わってその児童を養育している方

1級該当児童1人につき 2級該当児童1人につき
58,450円(月額) 38,930円(月額)

※児童が障がいを理由とした年金を受けている場合は支給されません。

※所得の状況によって支給されない場合があります。

緊急通報システム事業のお知らせ

【問い合わせ先】
保健福祉課地域福祉係（内線 1402）

家庭内で急病・事故等の緊急事態が発生したとき、緊急通報装置を用いて委託業者へ通報することにより、通報内容に応じて救急車の手配等を行います。

01 対象者

下記のいずれかに該当する方

- ① 65 歳以上の一人暮らし高齢者及びねたきり高齢者若しくは、これに準ずると町長が認めた者を抱える高齢者のみの世帯
- ② 一人暮らしの重度身体障害者等

02 貸与品

下記のどちらかを選びます

▶ 固定電話型

- ① 緊急通報装置
 - ② ペンダント式非常押しボタン
 - ③ 火災センサー
(熱感知器をコンロ設置場所の天井に設置します)
- ※固定電話回線が必要です。



▶ 携帯電話型

- ① 携帯電話型緊急通報装置
- ※利用料金のほかに別途、基本料金 652 円がかかります。
※固定電話回線が不要で持ち運べますが、自宅内でしか利用できません。



03 利用料

前年度所得により、利用料金が決定します。

月額 0 円、400 円、800 円、1,200 円のいずれか
※申請が必要となりますので詳しくは、標記担当まで問い合わせください。

川俣町地域見守りネットワーク事業



問 保健福祉課地域福祉係（内線 1403） 協力機関一覧

「川俣町地域見守りネットワーク」とは、誰もが安心して生活できるように町と協定を結んだ協力機関、協力事業所、団体等町民の皆さんと作るネットワークです。

日常生活における異変の早期発見及び早期

対応や行方不明者発生時の連絡体制を強化することにより、町民方が安心して暮らせる地域社会の実現を目的とし、日常のちょっとした変化に気付くことのできる見守り支援体制を目指しています。

見守り協定を結んだ皆さんに協力いただく 4 つのこと

01



住民の異変に気付いたときにはすぐ連絡する。

02



行方不明者の早期発見のため目撃情報等を提供する。

03



職場の中で、事業の目的や内容について共有する。

04



認知症等への理解を深め対象者や家族を支援する。